入船地区避難所開設運営マニュアル

《避難所開設時における初動ルール等》

※２日目以降は、浦安市避難所開設・運営マニュアル（本編）を参照

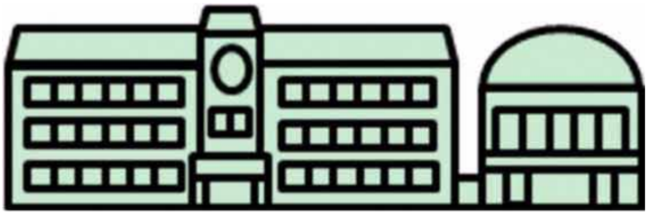

○ 入船地区避難所運営協議会

- 入船中央エステート自治会
- 入船西エステート自治会
- 入船リバーサイド自治会
- エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会

○ 浦安市危機管理課

○ 入船中学校・入船小学校

令和７年６月 Ver.3

（注）“避難所運営協議会　持ち回り年度 幹事自治会制度”について

入船地区避難所運営協議会は年度持ち回りで幹事自治会を担う。

＜持ち回り順＞　2018 年度より開始

西エステート⇒　中央エステート⇒　エアレジデンス⇒　リバーサイド⇒　西エステートに戻る

※平成 29 年１２月運営委員会にて議決、

平成 30 年(2018 年) 6 月 1 日より施行

《幹事自治会の役割》

・幹事自治会は、当協議会が主催する年度活動（訓練などを含む）を主導する。

・幹事自治会は、４自治会の全てが新年度の体制を確定した後、速やかに新年度第　1　回目の協議会を開催し、次年度の幹事自治会への引き継ぎを行う。

・引き継ぎまでの間は、旧年度の幹事自治会がその任にあたる（発災した場合）。

【 目次 】

Ⅰ. 避難所運営の全体像（浦安市避難所開設・運用マニュアルより引用）
1． 避難所を運営するのための４つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2． 避難所の開設から撤収までの流れ（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3．避難所の基本的なルール・・・6
Ⅱ. 避難者向けガイド（入船地区避難所固有のルール）
1．入船地区指定避難所について・・・ 7
2．入船地区指定避難所全体図・・ 7
3．学校占有施設と避難用施設・・ 8
4．行動要領・・ 8
▶学校校舎配置図
［別紙１］入船中学校・・・11
［別紙２］入船小学校・・・12
▶〈コラム〉東日本大震災で起きたこと・・13
5. 入船地区避難所運営に関わる４自治会協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
Ⅲ. 避難所開設時の運営マニュアル（暫定避難所運営委員会）
1．市直行職員・学校施設管理者・４自治会避難所担当の役割分担・・・・・・・・・・・・・ 17
2．女性の視点に立った被災者支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
▶災害発生当日 避難所運営役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
3．４自治会避難所担当（暫定委員会）活動手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
◎入船地区避難所運営協議会による入船中学校防災収納倉庫収納品一覧・・・・ 19
▶〈コラム〉実際の避難所では何が起きる？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
▶避難所運営担当委員活動マニュアル（初日：暫定委員会用）A3 版・・・・・・・・ 22-2)
Ⅳ. 避難者による自主運営ガイド（２日以降～）
1. 自主運営委員会立ち上げ手順・・23
▶＜参考＞避難場運営委員会の立ち上げについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 避難長期化の場合の４自治会と避難所運営委員会との協力関係・・・・・・・・・・・・・ 26
▶暫定避難所運営委員会と運営委員会の組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 暫定委員会から避難所運営委員会への引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4．避難所運営の実際について・・ 28

《参考資料》

・避難所でのルール（浦安市共通ルール）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

・避難者受付票　　　　　〈様式 ６〉・・ 33

・避難者カード（世帯単位）〈様式 ９〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

・居住組別避難者名簿　　〈様式 11〉・・36

・入船地区避難所ルール（初日）・・・37

・ペット同行避難について・・・39

・避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

・避難所利用者の事情に配慮した広報の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

＜はじめに＞

震災等の災害発生時には、入船地区（入船中央エステート自治会、入船西エステート自治会、入船リバーサイド自治会、エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会の４つの自治会）の避難所として入船中学校及び入船小学校が指定されています。

避難所の運営は、避難者自身が「避難所運営委員会」を組織し運営し、浦安市及び避難所管理者（学校）の施設管理のもと、４自治会はその活動を積極的に支援することが原則です。

このマニュアルは、発災時の避難所運営に必要な次の４つのことをまとめたものです。

①避難所の開設及び運営が円滑になされるよう、全ての住民が知っておくべきこと

②各自治会が事前に合意しておくべきこと

③各自治会避難所担当者及び市職員・学校施設管理者が災害発生時に行動すべきこと並びに避難者による自主運営開始の方法に関すること

各自治会員は、平常時からこのマニュアルの内容を把握し、いざという時に円滑に行動できるよう日頃から備えておくことが必要です。

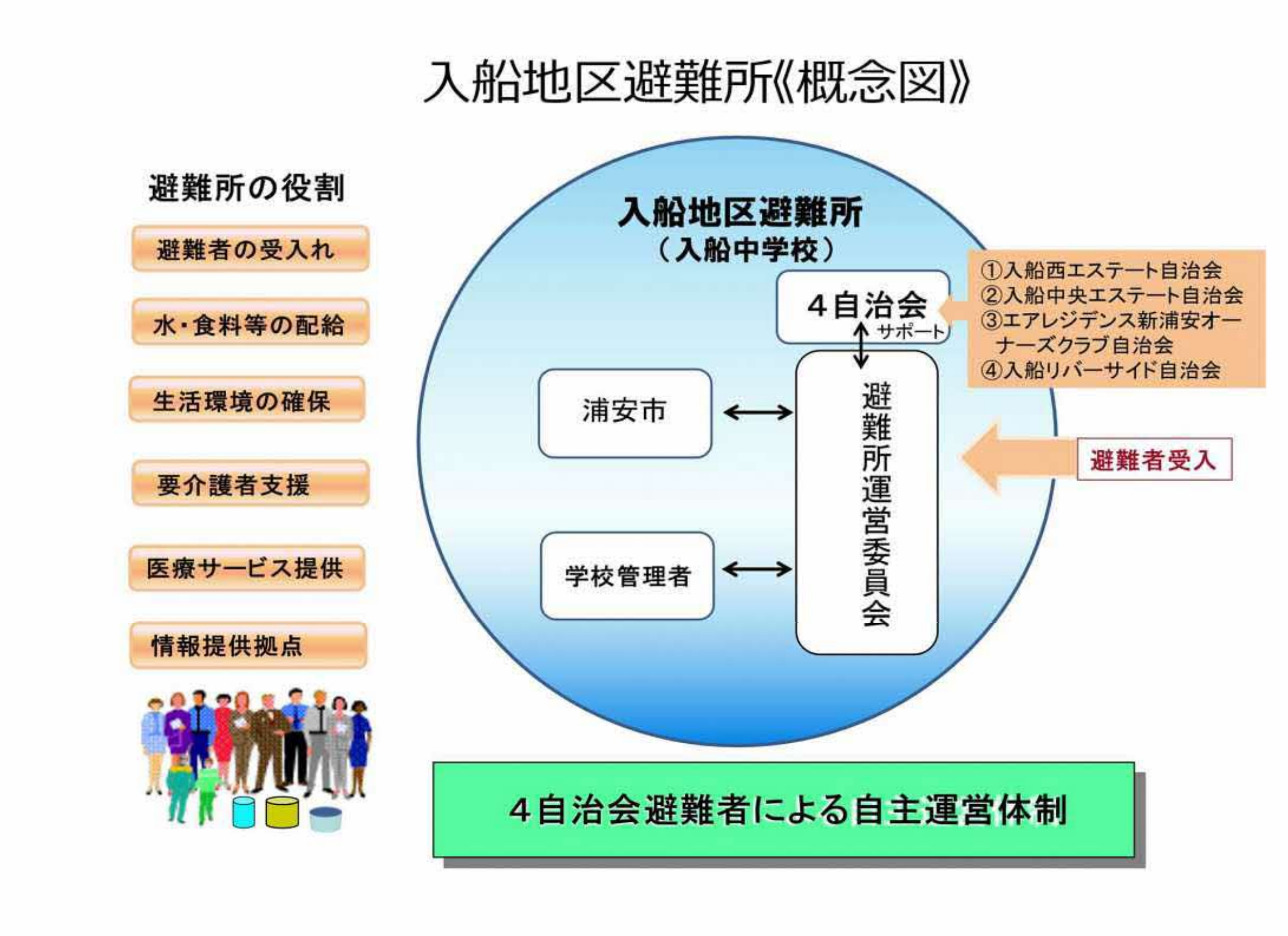

Ⅰ．避難所運営の全体像（一般的ルール）

《浦安市避難所開設･運用マニュアルより引用》

１．避難所を運営するための４つの基本方針

１）避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざします。

- 避難所は、被災の危険性が少なく、住民が安全に避難できる施設を提供します。
- 避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が途絶して生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- 避難所での生活支援の主な内容は以下の４つです。

生活場所の提供	水・食料、物資の提供	衛生的環境の提供	生活・再建情報の提供

- 生活支援を的確に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- 安否確認のための個人情報は、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。
- 避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- 生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者､障がい者､難病･アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者､妊産婦､乳幼児､女性､子ども､外国人など､特に配慮する必要がある人には､必要に応じて優先順位をつけ､個別に対応します。

２）　避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- 避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。
- 避難所閉鎖後、住宅をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設で対処します。

3）避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とします。

- 避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、地域（自治会など）の役員や自主防災組織の長など避難所を利用する人の代表者や行政担当者、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- 委員会の構成員には、女性を入れるなど、避難所運営に多様な立場の人々の意見が反映されるようにします。
- 避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所でのルール（様式１）を遵守します。
- 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。
- 避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）は、受け入れた部屋やブロック（10 世帯程度）ごとに「組」を組織し、避難所の運営に参加してください。

4）避難所の後方支援は、市災害対策本部が主に行います。

- 避難所は、食料、物資などの配給を受けるため、市災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- 避難所では、市災害対策本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員などの支援を受け、被災者の心身の健康管理を行います。
- 避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の拠点施設として機能するよう、市災害対策本部から必要な支援を受けます。

2．避難所の開設から撤収までの流れ（フロー図）

災害
発生

初動期（災害発生当日）

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。

災害が起きた時

□自分と家族の身の安全を確保

災害がおさまったら

□隣近所で声をかけ、助け合いながら避難

□自主防災組織、民生委員等を中心に、避難行動要支援者*名簿などをもとに自力で避難できない人を支援

＊避難行動要支援者
　高齢者、障がい者、乳幼児など、自力で逃げることが困難な人や、避難情報をもとに判断することが難しい人のこと

避難した場所で

□避難した人を、自治会などの班ごとに確認

□人の振り分け（トリアージ）

　病院や救護所へ搬送する人　→病院や救護所へ

　避難所へ行く人、自宅に戻る人

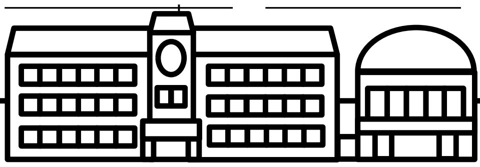

避難所

（施設管理者と相談しながら開設）※震度５強で自動開設

□建物の安全確認

□体育館の開錠

□施設内の設備の点検

□避難所運営のために使う場所の指定

・避難所として利用可能な場所

・立入禁止にする場所

□避難所運営のために使う場所の指定

□避難してきた人々の受け入れ場所の指定

□避難してきた人々の受付

□市災害対策本部への連絡

□情報収集・伝達手段の確保

□備蓄中の水･食料・物資の確認･配給

□安全対策

□（遺体の一時受け入れ）

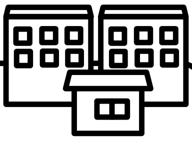

自宅など

（避難所以外の場所）

支援を受けるため

□避難所利用者の登録

展開期（2日目～1週間程度）

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する。（平時から組織されている組織を元に活動を行う。）

避難所

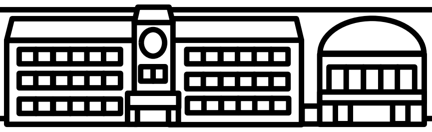

□避難所運営のための業務
□組の代表者（組長）の選出
□避難所運営委員会の設置
□各運営班の設置
□役割の明示

自宅など（避難所以外の場所）

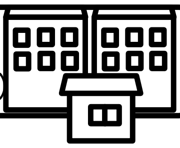

□組の対評者（組長）の選出
□避難所運営委員会への参画

災害救助法が適用された災害で、避難所の開設期間が７日間を超える場合は、延長手続きのため、あらかじめ市災害対策本部に連絡する。

安定期（1週間目～3週間程度）

人々の要望が多様化する時期。避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意。

・避難所や、避難所内のスペースの統廃合(p.30)
・情報提供（ライフラインの復旧、生活再建のための支援策など）(p.30)
・避難所利用者間のトラブルへの対応(p.30)

撤収期（ライフライン回復時）

避難所の集約や統廃合などにより、施設本来の業務再開準備を行う。

・避難所集約後の運営方法などの検討
・避難所の集約・撤収について避難所利用者への説明
・避難所の撤収準備

３．避難所の基本的なルール

避難所のルールは、原則として避難所運営委員会等で議論しますが、全避難所共通の基本的なルールは以下のとおりです。

１．施設の安全点検

避難所となる施設へは施設の安全点検がすむまでは立ち入らないでください。

施設の安全点検は、**施設管理者**又は**市職員（指定避難所直行職員）**が行います。

２．ペット同行避難

同行避難したペットは生活場所とは異なる場所にスペースを指定し、自己責任での飼育を促します。

ペットへの対応　[浦安市地域防災計画 P.139]

同行避難したペットの飼養は、飼い主が給餌、ケージへの収容等を適正に行う。

避難所運営委員会等は、ペットの飼育所として生活場所とは異なる場所（校庭の一角等）にペット専用スペースを指定し、ルールを定めて自己責任での飼育を促す。

３．車を使用した避難

車を使用した避難、避難所敷地内での車中泊は原則禁止とします。

４．避難所敷地内でのテント泊

避難所敷地内（校庭等）でのテント泊について、避難所運営委員会でスペース等の検討を行います。その際、校庭等の安全点検を行うことや救援物資車両等のスペース及び導線を確保することに留意してください。

５．市災害対策本部との連絡

災害対策本部の窓口は避難対策部とし、電話又は無線等により連絡します。

（発災直後等、市災害対策本部の体制が整っていない状況においては市役所代表電話及び危機管理課常設無線を使用します。避難対策部は体制整備後の連絡手段について、各避難所に周知するものとします。）

Ⅱ．避難者向ガイド（入船地区避難所固有のルール）

１．入船地区指定避難所について

・避難所施設　：　入船中学校及び入船小学校

・開設基準　　：　震度５強以上の地震発生または避難指示発令時

・避難者　　　：　４自治会地区の避難者は初めに入船中学校体育館へ避難することを原則とする。また、避難行動要支援者等は受付後、原則武道館※へ避難する。

なお、新浦安駅等からの帰宅困難者については浦安市が開設する Wave101 や浦安音楽ホールなどの施設を利用するよう案内する。また、状況によっては他地区からの避難者が避難してくることも想定する。

※今後、中学校と協議し変更することを、引継ぎ事項とする。（理由、車椅子トイレが無いため）

・待機場所：入船中学校体育館寄りの門を入口とし、指示があるまで中学校校庭で待機する。

・避難時の心得　：

①　必要所持品（貴重品、当日用備蓄飲料・食料、必要衣料、懐中電灯、上履き〈スリッパ等〉、常備薬他）を持参すること。

②　徒歩で避難すること（自動車は使用しない）。車イスは可能。

③　ペットは建物には入室できない。校庭の一部にペット用スペースが確保されるので、開設後にケージ・食餌・水・雨除けシート等を持参し避難させること。

２．入船地区指定避難所　全体図

３．学校占有施設と避難用施設

○入船中学校　※学校占有施設は立ち入り及び使用不可 『**別紙１**』**参照**

階	学校占有施設	避難用施設
１階	職員室・校長室・事務室・保健室・ 用務員室・倉庫・更衣室・放送室・配膳室・	体育館・会議室（本部設置） 武道館（1F・2F） 左記以外の教室
２階	第１第２理科室・第１第２理科準備室・ ＰＣ室・教育相談室・生徒会室・配膳室・ 調理室・調理準備室・被服室・被服準備室・ 教材室・倉庫	左記以外の教室
３階	図書室・美術室・美術準備室・楽器室	左記以外の教室

○入船小学校　※学校占有施設は立ち入り及び使用不可『**別紙２**』**参照**

階	学校占有施設	避難用施設
１階	職員室・校長室・事務室・保健室・印刷室・ 用務員室・倉庫・更衣室・音楽室・放送室・ 配膳室・休養室・トイレ・児童育成クラブ	体育館（多目的トイレ） 会議室 放課後異年齢教室
２階	ＰＣ室・理科室・理科準備室・被服室・ 配膳室・教材室・倉庫・フレンドルーム・ トイレ	左記以外の教室
３階	図書室・配膳室・教材室・倉庫・図工室・ 図工準備室・家庭科室・家庭科準備室・ 更衣室・トイレ	左記以外の教室

４．行動要領

- **避難所に避難する場合は**

情報を総合的に確認して、自宅で居住を続けるのが危険と判断した場合

市から当地区を指定した具体的な避難勧告・指示が出された場合

- **避難する際は**

出火の原因を作らないよう、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を占め、安否メモを残し避難

・ **入船地区居住者の避難所は**

指定避難所は入船中学校と入船小学校、当初は入船中学へ避難する。

入船中学校の体育館側門より入場し、指示があるまで校庭で待機

・ **避難者は**

入船地区４自治会地区居住者の避難先は、当初入船中学校体育館とする。

また、避難行動要支援者等は受付後、原則武道館※へ避難する。

なお、新浦安駅等からの帰宅困難者については、浦安市が開設する Wave101 や浦安音楽ホールなどの施設を利用するよう案内する。また、状況によっては他地区からの避難者が避難してくることも想定する。

※今後、中学校と協議し変更することを、引継ぎ事項とする。（理由、車椅子トイレが無いため）

・ **避難する時に所持すべき物は**

ヘルメット若しくは防災頭巾、履き慣れた底の厚い靴、軍手着用の上、備蓄している当日分飲料・食料・薬・必要衣料・懐中電灯・上履き(スリッパ等)、スマートフォンと充電器、その他必要と思われる備蓄防災用品

・ **ペットの同伴は**

ペットは避難所建物施設には入館できない。校庭にペット用の避難スペースが開設された後、ケージ・食餌・水・雨除けシート等を用意の上避難させることを原則とする。

・ **生徒が在校している場合は**

災害発生時に生徒が在校している場合は、避難者と生徒が混在する形になるので、学校関係者の指示に従って混乱を避ける。避難者は、学校を利用させていただいている立場であることを自覚して行動する。

・ **校庭待機から翌朝までの流れ**

① 避難者は、入船中学校校庭に一時待機する。

② 入船地区居住者は、市直行職員等により施設の安全が確認された後、一時待機場所から中学校体育館へ入館する。なお帰宅困難者等については Wave101 と浦安音楽ホールに開設される帰宅困難者一時滞在施設を紹介する。

③ 避難所の運営は、開設当日は、各自治会の避難所担当者で構成される暫定運営委員会が、市直行職員・学校施設管理者と連携して行う。

④ 避難者は、譲り合い、助け合いの気持ちを第一に、運営委員の指示に従い、避難所に関するルールを遵守し、各種生活環境整備・維持活動等を自主的に行う。

⑤　避難所開設当日の生活

・水・食料等の配給は行われない（自分で持参する必要がある）。

・体育館のトイレは簡易便袋が設置するまでは使用禁止とし、設置後は、簡易便袋と使って用をたす。その際、トイレ内に表記されている規則を厳守して使用する。

・仮設トイレでも可能な間は簡易便袋を使用する。表記されている規則を厳守して使用する。

・避難者にそれぞれ毛布が支給されるので、この時に、避難している全員を仮登録し、他人に迷惑をかけないようにしながら、家族単位で就寝し、朝を待つ。

・翌朝になったら、自宅状況確認・避難生活準備のため一時帰宅し、避難継続か否かの判断を行う。

⑥　避難継続の方は、必要物資所持の上避難所に再入所し、正式に避難者登録を行う。

⑦　暫定運営委員会は、４自治会の支援のもとに、避難所自主運営ガイドに基づき避難者による自主運営体制を立ち上げ、活動を終了する。

⑧　避難者自主運営体制により避難所生活規則等が定められ、避難所生活が開始される。

⑨　状況に応じ、避難者には避難所スペースとして教室が割り当てられる。

その後の避難所生活については　浦安市避難所開設・運用マニュルを参考とする。

『別紙１』

令和６年度浦安市立入船中学校校舎配置図

【R6.4.4 発行】

《別紙２》　入船小学校　避難場所配置図（×の部分は立入禁止）

《収容可能世帯数》約 100 世帯

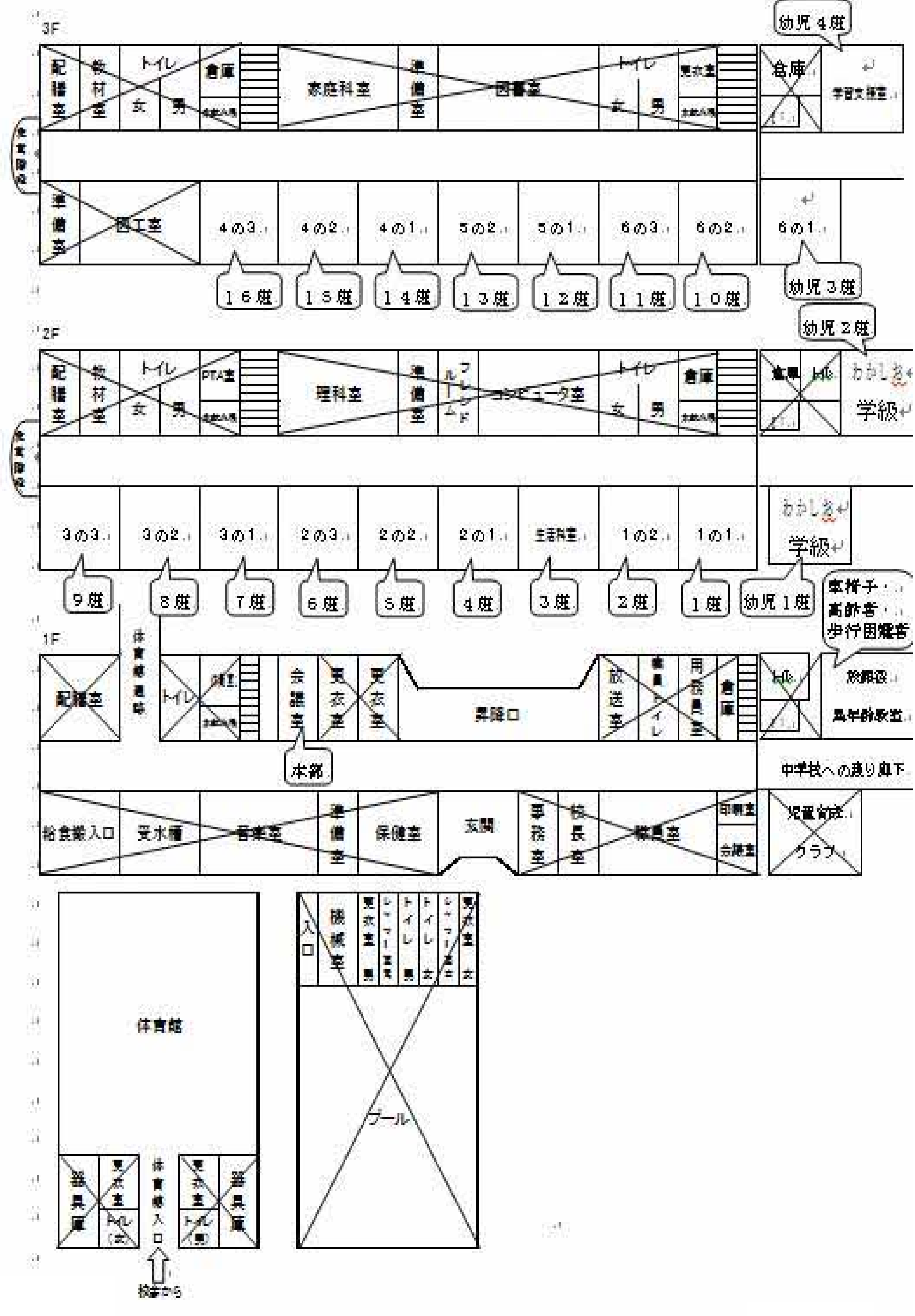

《コラム》

東日本大震災で起きたこと

仮設トイレが来ない～仮設トイレが被災地の避難所に行き渡るまでに要した日数～

最も日数を要した自治体は65日であった。

3 日以内と回答した自治体はわずか**34%**

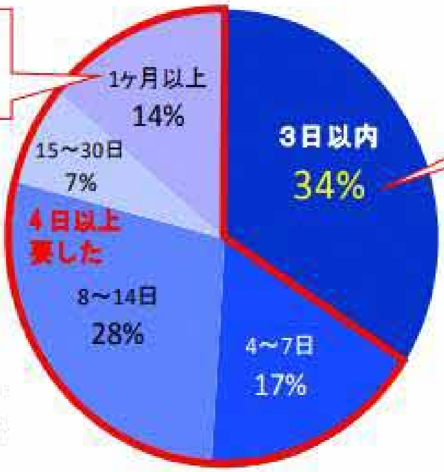

仮設トイレが到着するまでの間、避難所生活者のために作られた素掘りのトイレ
写真：日本トイレ研究所

（アンケート調査）
○実施：名古屋大学エコトピア科学研究所 岡山朋子
○協力：日本トイレ研究所
○回答：29 自治体（岩手県、宮城県、福島県の特定被災地方公共団体）

トイレ機能の停止の影響

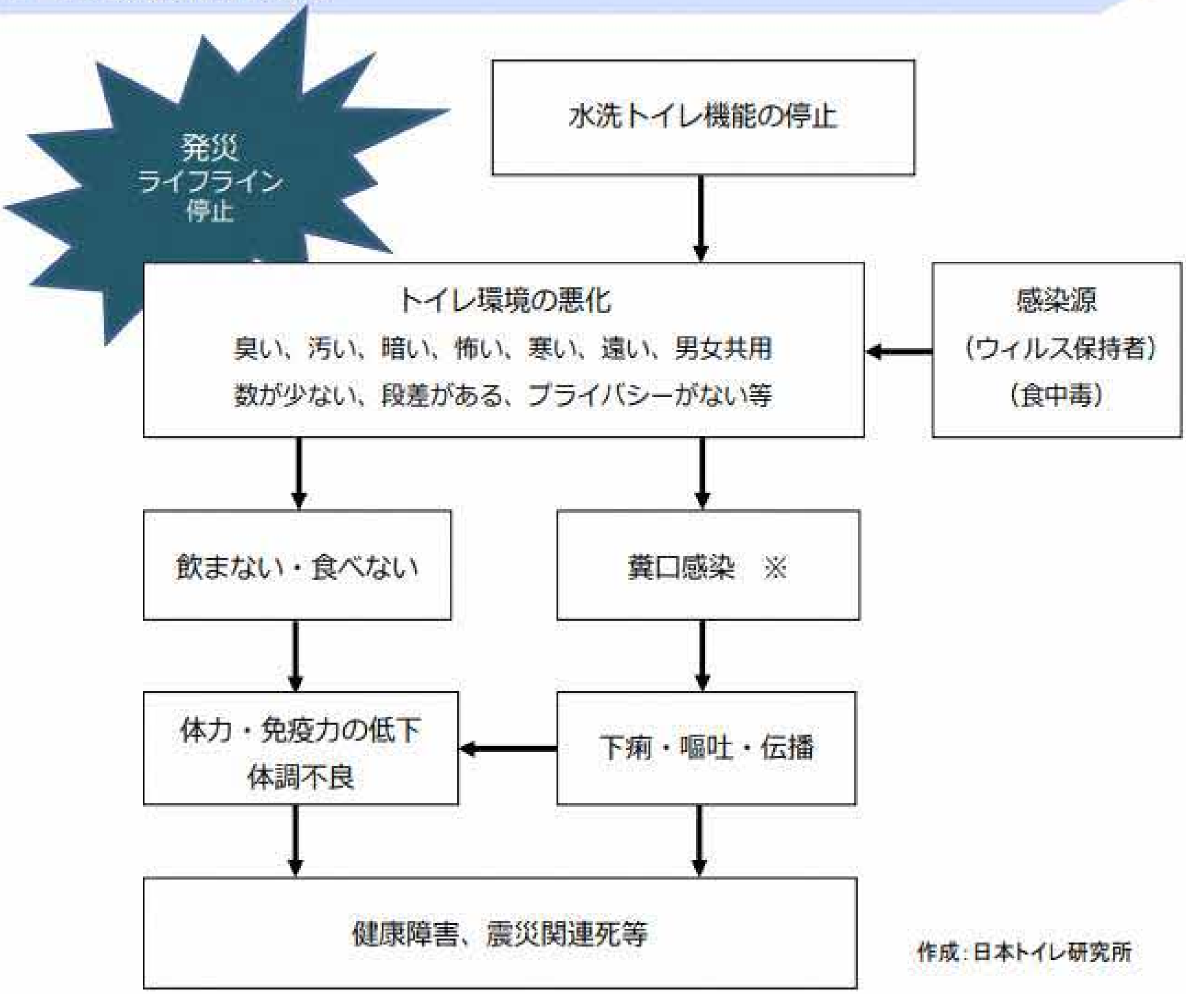

作成：日本トイレ研究所

※糞口感染：手洗いを全くしない等の不潔な行為によって、腸管出血性大腸菌やウィルス等を含んだ便が、手や指を介して口に入ることによって感染すること。

５．入船地区避難所運営に関わる４自治会協定書

第一章　総則

（協定書の目的）

当協定書は、大規模災害発生時（主に震災を想定）に入船小学校・中学校を指定避難所とするエアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会、入船中央エステート自治会、入船西エステート自治会、入船リバーサイド自治会（以下　4 自治会という）の住民が相互に協力して円滑に指定避難所を開設・運営することを目的として４自治会の合意事項を定めるものである。

（入船地区指定避難所）

１．避難所開設可否は、浦安市当局の判断に従うものとする。

２．４自治会の地域内に居住する避難者は入船中学校に避難する。新浦安駅等からの帰宅困難による避難者等には、Wave101 と浦安音楽ホールに開設される帰宅困難者一時滞在施設を紹介する。

３．学校開校時は児童・生徒の安全確保・保護者への引き渡しと避難者の避難は並行して行われる。

（避難所運営の原則）

１．避難所の運営は、避難所建物施設の管理責任・安全責任を持つ施設管理者・行政派遣担当者と連携の上、避難者自身で自主的に運営する。

第二章　各自治会の役割

（入船地区避難所運営協議会設立と構成員の任命 ）

１．４自治会は、円滑な避難所運営を実現すべく運営計画作成・関連公機関との連絡・訓練企画などを行うことを目的とする入船地区避難所運営協議会を共同で設立する。

２．4 自治会は、各々一名以上の入船地区避難所運営協議会構成員を任命する。

３．入船地区避難所運営協議会は、各自治会代表の合議により決定を行う。

（避難所担当者の任命）

１．4 自治会は、災害発生直後に避難所運営を指揮する避難所担当者を各々少なくとも１名以上任命する。また災害時には状況に応じ避難所担当の増員を図る。

２．任命された避難所担当者は、入船地区避難所運営協議会に構成員として参加する。

３．各自治会の避難所担当者は、避難所開設直後の暫定避難所運営委員会の委員として避難所運営を指揮する。

（無線連絡手段の整備）

１．　災害時の避難所担当と各自治会災害対策本部間、災害時の避難所担当と各自治会災害対策本部間、および４自治会間の緊密な連絡を可能とするために各自治会は無線による連絡手段を整備する。

（居住者への告知）

１．各自治会は、常時居住者に以下の事項を告知、徹底に努める事とする。

（１）居住者は、入船中学校に避難すること。

（２）避難者は、当初校庭に待機、避難所運営委員の指示に従い、体育館に一時滞在後に教室部分が避難スペースとして割り当てられること。

（３）避難所への入所後は運営委員の指示に従う事、および各種生活環境整備・維持活動の割り当てに応ずること。

（４）避難所規則を遵守すること。（各自備蓄物の持参、ペットの避難所建物への入場禁止等）

（５）原則として避難所開設時の暫定運営委員会活動が終了する避難所開設翌朝からは避難者による自主運営が必要となること。

第三章　避難所運営

（開設時暫定避難所運営委員会）

１．4 自治会は、災害発生直後に暫定避難所運営委員会を設置し、避難所開設時の運営を行う。

2．暫定避難所運営委員会は、事前に各自治会にて任命された避難所担当者によって構成される。

３．暫定避難所運営委員会は、避難者自身による避難所運営委員会が発足するまで、別途定める活動マニュアルに沿って、避難者の誘導、避難生活に必要な整備活動を行う。

４．暫定避難所運営委員会による運営は原則として避難所開設後の翌朝までとする。

（避難所運営委員会）

１．暫定避難所運営委員会の活動終了後は、避難者による避難所運営委員会を設置し、自立的な自主運営を行う。

2．避難所運営委員会は、委員長、副委員長をはじめ避難者数、想定避難期間に従い必要な班長・組長から構成する。

3．避難所運営委員会は、生活環境整備・維持、備蓄物資・援助物資の配分などを行う。

4．避難所運営委員会は、避難者の要望等を代表して行政へ伝える一方、行政から避難者に対する情報提供などの窓口機能を果たす。

5．避難所運営委員会は、入船避難所運営協議会が提供した運営事例資料を参考にして避難所における生活ルールを定める。

第四章　避難者の責務

（避難生活ルールの遵守）

１．避難者は、暫定避難所運営委員会および避難所運営委員会の決定、指示する生活ルールを順守する。

２．避難者は、暫定避難所運営委員会および避難所運営委員会活動への積極的な参加を行い、相互に協力して円滑な共同生活の実現をはかる。

第五章　避難所と地域自治会の協力関係

（避難の長期化への対応）

１．避難所運営が長期化した場合、４自治会は避難所運営委員会の要請に基づいて可能な限り支援を行うなど、避難者・在宅被災者の相互扶助体制を維持・継続する。

２．災害復旧の遅れから、避難がさらに長期化する場合は避難所が地域の支援物資等の配給センターとなる可能性があり、その場合は４自治会と避難所運営委員会からなる入船地区生活再建協議会を設立し、協力して生活再建にあたる。

第六章　その他

１．当協定書に定められていない事項および疑義が生じたときは、その都度入船地区避難所運営協議会で協議して決定するものとする

<　4自治会　合意　署名・捺印　>

（アイウエオ順）

平成29年 4月16日
入船中央エステート自治会
会長 [redacted]

平成29年 5月28日
入船西エステート自治会
会長 [redacted]

平成29年 4月16日
入船リバーサイド自治会
会長 [redacted]

平成29年 4月16日
エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会
会長 [redacted]

Ⅲ．避難所開設時の運営マニュアル（暫定避難所運営委員会）

災害発生に伴い入船地区指定避難所が開設された場合、４自治会避難所担当は市直行職員・学校施設管理者等と協力して避難所開設及び運営にあたる。
※その後（通常２日目以降）、避難者による自主運営ガイド p.30 に基づき「避難所運営委員会」の立ち上げを積極的にサポートする。

１． 市直行職員・学校施設管理者・４自治会避難所担当の役割分担

避難所は４自治会地域居者以外の方の避難先としても使われることがあることを踏まえ、市直行職員・学校施設管理者・４自治会避難所担当は、基本的に以下のような役割分担で運営にあたる。
⇒次頁参照

２． 女性の視点に立った被災者支援の推進

「女性の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた対策を推進する。
内閣府男女共同参画局が取りまとめたガイドラインに基づき、

①避難所等における性暴力・DV の防止
②避難所等における複合的に脆弱な要素を持つ女性の困難の解消
③避難所運営等の意思決定の場への女性の参画
④ライフスタイルの変化を踏まえた被災者支援等に取組む
⑤性別、世帯構成、年齢等に関わらず安全・安心な避難所環境の実現
⑥避難所運営等の意思決定場面への女性参画促進

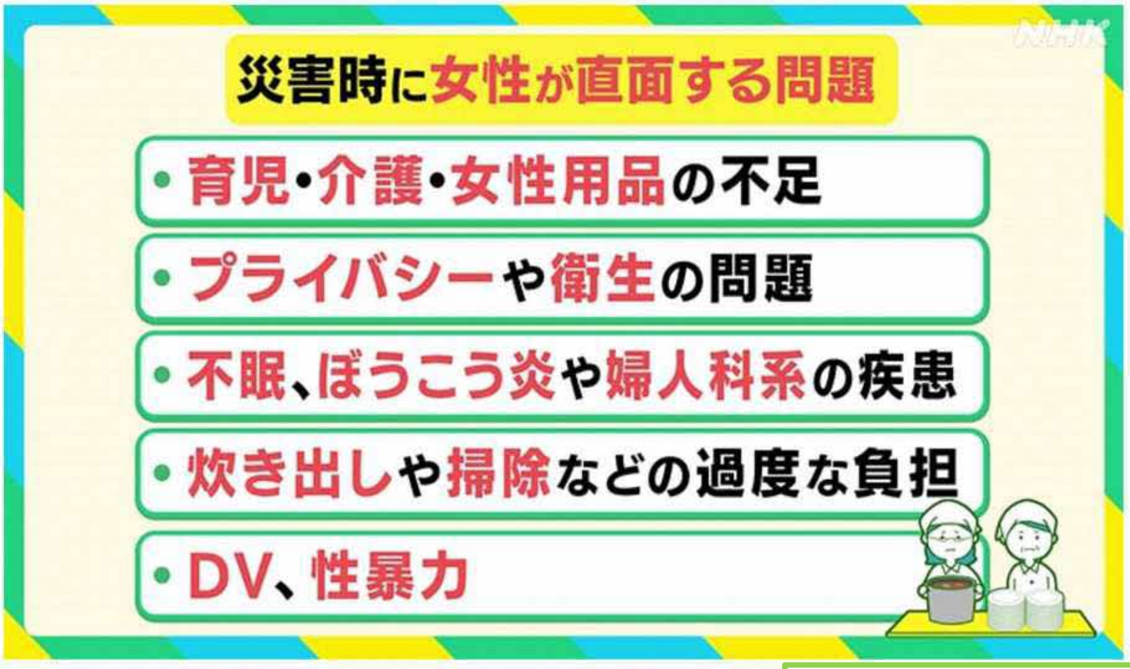

NHK ニュースより

災害発生当日　避難所運営役割分担

平成29年9月6日

1）夜間　（学校勤務時間外）ケース

市防災課・入船小/中学校・入船地区自治会で合意

	小学校（地域避難者）			中学校（帰宅困難避難者）		
活動項目	市直行職員	学校管理者	自治会担当	市直行職員	学校管理者	自治会担当
避難所開設宣言・市災対本部との連携確立	○	－		○	－	
避難者校庭待機指導・誘導	○	－	○	○	－	
施設安全確認・安全宣言	○	－		○	－	
施設使用範囲　設定	○	－		○	－	
水タンク　使用の為解錠	○	－		○	－	
＜開設時避難所　運営＞		－	○	○	－	
避難所ルール説明		－	○	○	－	
防災倉庫解錠		－	○	○	－	
自家発電　照明設置		－	○	○	－	
要介護者　対応（武道館　使用）		－	○	解錠　○	－	
女性用更衣室確保		－	○	○	－	
スペース配分＆避難者体育館誘導		－	○	○	－	
仮設トイレ作成		－	○	○	－	
飲料水配布		－	○	○	－	
学校トイレ便袋設置・使用解禁		－	○	○	－	
避難者名簿記入ガイド		－	○	○	－	
寝具配布		－	○	○	－	
避難者教室移転計画立案		－	○	○	－	
夜間　待機		－	○	○	－	
避難者帰宅		－	○	○	－	
避難者　再受付		－	○	○	－	
避難スペース割り当て		－	○	○	－	
自主運営体制移行		－	○	○	－	

2）昼間（学校勤務内の場合）※【要確認】

4. 自治会避難所担当（暫定運営委員会）活動手順

自治会暫定避難所担当は、「避難所運営担当委員活動マニュアル」に基づき、４自治会地区居住者が避難する入船中学校の避難所開設・運営を主導する。

●最終頁「避難所運営担当委員活動マニュアル」参照（Ａ３タテ折り込み）

◎入船地区避難所運営協議会による入船中学校防災倉庫収納品一覧（2025.05.30現在）

ケース NO	用途	品　名	単位	数量	備考
		＜総務班用＞			
		入船地区避難所運営マニュアル	部	5	2025年版（Ver.3）コピー版
		カッターナイフ、鋏、筆記具等のセット	1	1	小ケース1、カッターナイフ2、鋏2、マジック赤1、黒1
		軍手	組	10	
		ロープ			少々
		ガムテープ			使用中1個
		＜受付班用＞			
		避難者カード	枚	100	両面印刷
		避難者受付票	枚	100	災対本部提出用
		入船地区避難所入所ルール	セット	100	両面印刷・ホチキス止め、４頁→受付時配布
		バインダー	個	10	
		ボールペン	本	10	
		クリアファイル	枚	10	
		非接触型体温計	1	本	※市備品
		<統括班・本部用>			
		モバイル用充電器	1	個	電池式
		＜体育館内掲示用セット＞	個	1	
1	本部他	「受付班」掲示パネル等	式	1	
		体育館内配置図パネル	枚	2	A3サイズ
		中学校校舎見取り図			
		トイレ使用ルールパネル（体育館用）	枚	2	A3サイズ
		屋外施設配置図パネル	枚	1	A3サイズ
		「要介護者等一時待機場所」パネル	式	1	
		手つきポリ袋小（下足用）	枚	50	
		養生テープ（未使用）	個	2	他に使用中2
		マジック他文房具セット（小ケース）	個	1	小ケース1、マジック黒2、赤2　ホワイトボード用インク赤黒各2、青1、サインペン3、ホッチキス1、ホッチキスの針1、ハサミ1、カッター1
		コピー用紙（A4：500枚入）	冊	1	
		（屋外用）			
		ペット用スペース標識パネル	枚	1	
		（その他）			
		カラーガムテープ	個	4	青1、緑1、黄1、白1
		単1電池	個	4	
		使い捨て鉛筆（約50本入）	ケース	1	※市備品
		市の資料各種			コロナ対応等
2	照明セット	LEDランタン・大（単1電池4個とセット）	個	11	全て点灯確認、ただし一個は底カバーの締り悪い（電池はケースに同梱、ケースのないものは別に袋保管、予備電池5個）、現行数11個では体育館の広さを考慮すれば絶対的に不足。次年度に再検討されたい。

3	トイレセット 1	LEDランタン・大（単1電池4個とセット）	個	2	（電池はケース同梱）多目的トイレ用に補充必要
		LEDランタン・小（単1電池3個とセット）	個	2	（電池はケース貼付）多目的トイレ用に補充必要
		立入り禁止テープ （黄色地に黒字）	個	2	
		トイレ使用禁止パネル（A3）	枚	3	
		トイレ使用ルール等パネル（A3）	枚	2	多目的トイレ用にもう１セット必要
		「使用済み便袋入れ」パネル	枚	2	
		トイレ便袋（サニタクリーン）	枚	29	20枚入り1袋＋バラ9、20枚入は消臭袋なし
		携帯トイレセット（3個入）	袋	60	
		黒いゴミ袋(45L)（10枚入）	袋	1	他に5枚あり
		市燃やせるゴミ用ゴミ袋(45L)50枚入	袋	1	
		トイレットペーパー（8ロール入）	袋	1	1.5倍巻き
		ポリ手袋100枚入	箱	1	
		養生テープ	個	3	使いさしなので新品に変えることが必要
4	トイレセット 2	非常用トイレセット（50個入）	箱	1	（凝固剤タイプ）BOS ※消臭袋付
		非常用トイレ（小用）セット ・縦長の袋（100枚入） ・凝固剤（50個入）	セット セット	2 4	（併せて200セット）
		黒いゴミ袋(45L 10枚入)	袋	19	
		市燃やせるゴミ用ゴミ袋(45L)50枚入	袋	2	
		立入り禁止テープ（黄色地に黒字）	個	1	
		ビニール薄手袋M100枚入	箱	1	
		ポリグローブ（ブルー100枚入）	袋	1	
5	武道館（要支援班）	ランタン（特大）	個	1	
		LEDランタン・小（単1電池3個とセット）	個	1	（電池はケースに同梱）
		ダイナモランタン小型	個	1	※ランタン絶対数不足（要検討）、教室分も必要
		単1電池	個	11	
		立入り禁止テープ （黄色地に黒字）	個	1	
		トイレ使用禁止パネル	枚	4	
		トイレ使用ルール等パネル	枚	4	
		「使用済み便袋入れ」パネル	枚	4	
		便袋（サニタクリーン）	枚	20	（20枚入り×1袋）
		黒いゴミ袋(45L)	枚	5	
		市燃やせるゴミ用ゴミ袋(45L)50枚入	袋	1	
		トイレットペーパー（5倍巻き）	ロール	4	
		ビニール薄手袋M100枚入	箱	1	
		軍手	ダース	1	（12組）
		養生テープ	個	1	
		コピー用紙（A4500枚入）	冊	1	
		使い捨て鉛筆（約50本入）	個	1	※市備品
7	生活用品	ゴミ袋（青・45L・10枚入）	袋	1	※240127開封し1枚使用
		手つきポリ袋（20L・100枚入）	袋	1	
		軍手	ダース	11	（＝122組）
8	トイレセット 3（予備）	予備トイレセット（便袋−サニタクリーン）	枚	119	（20枚入×5袋＋19） ※20枚入は消臭袋なしの可能性大

	予備				小型ケース
段ボール箱	市の感染症対策用品	マスク（100枚入り）	箱	2	
		フェイスシールド	枚	20	
		養生テープ 赤	個	10	
		立ち入り禁止テープ	個	1	
		レインコート	枚	10	
		非接触型体温計	1	本	もう1本はNO1.の本部用ケースに配備
		ゴム手袋	箱	1	
ケース外1	（大袋入り）	トイレットペーパー（予備）	ロール	32	1.5倍巻-8、2倍巻-24、
ケース外2		本部標識	本	1	
ケース外3		帰宅困難者待機場所用プラカード	本	1	

▶浦安市入船中学校防災備蓄倉庫　令和６年度作成

品　　名	数　量	品　　名	数　量
防水シート	75	強力ライト	10
避難所用ﾜﾝﾀｯﾁ式パーテーション	10	寝袋	3
簡易食器（紙ボール）	1,200	事務用品	1
簡易食器（紙コップ）	2,000	マット	150
簡易食器（スプーン）	2,000	ポリタンク（20ℓ）	50
簡易トイレ（便袋マイレットWR-100）100回	5	ベンリーテント	2
簡易トイレ（マンホール型）	2	ハンドマイク	5
簡易トイレ（ベンクイック洋式）	6	テント（2間×3間）	2
簡易トイレ（ベンクイック洋式　車椅子対応	2	サバイバルブランケット	30
発電機（1500W）	1	コードリール	2
炭の缶詰	60	アルパインエア（シチュー）	3,000
炊飯袋	2,000	ひだまりパン（メープル）	180
消毒液	20	ひだまりパン（プレーン）	180
毛布	150	ひだまりパン（チョコ）	144
段ボールベッド	4	かまどセット（5升用）	5
救急箱	1		
担架	5		
投光機（本体）	2		
投光機（三脚）	2		
投光機（コードリール）	2		

▶浦安市入船小学校防災備蓄倉庫　令和６年度作成

品　　名	数　量	品　　名	数　量
防水シート	75	投光機（三脚）	2
避難所用ﾜﾝﾀｯﾁ式パーテーション	10	投光機（コードリール）	2
簡易食器（紙ボール）	1,200	強力ライト	10
簡易食器（紙コップ）	2,000	寝袋	3
簡易食器（スプーン）	1,200	仮設給水栓（スタンドパイプ）	1
簡易トイレ（便袋マイレットWR-100）100回	6	事務用品	1
簡易トイレ（マンホール型）	2	リヤカー（アルミ）	1
簡易トイレ（ベンクイック洋式）	6	マット	130
簡易トイレ（ベンクイック洋式　車椅子対応	2	ポリタンク（20ℓ）	50
発電機（1500W）	1	ベンリーテント	2
生理用品（43枚×30袋）	1	ハンドマイク	5
炭の缶詰	60	テント（2間×3間）	2
炊飯袋	2,000	サバイバルブランケット	30
消毒液	20	サバイバルフーズ（シチュー）	3,000
水槽	1	ひだまりパン（メープル）	180
毛布	150	ひだまりパン（プレーン）	144
段ボールベッド	4	ひだまりパン（チョコ）	180
救急箱	1	かまどセット（5升用）	5
担架	5		
投光機（本体）	2		

《コラム》

実際の避難所では、何が起きる？

▶トイレ問題

待ちに待ったトイレ到着！
➡掃除するのは誰？

▶炊き出し

ようやく、温かい食べ物の炊き出しが始まりました！
➡ 誰が、調理して配膳するの？
配る順番を決めるのは誰？
並んだ順じゃダメなの？

▶入浴

自衛隊がお風呂を準備してくれました。
➡ さて、どういう順番で入りましょう？

・避難者で当番制の「居住組」を作って話し合って決めることが必要です。
・避難所に避難している人だけではなく、在宅避難者も対象です。

Ⅳ．避難者による自主運営ガイド（２日目以降～）

１．自主運営委員会立ち上げ手順

１）災害発生翌日避難者がほぼ確定した段階で、暫定運営委員会は、４自治会の役員等と協力し、以下の原則に従って、避難者の中から迅速に運営委員会の委員長を選出する。

・委員長選出の原則

委員長は、避難者数が最も多い自治会から選出する。

２）居住組の編成及び組長の選出並びに避難所運営班員の決定

① 避難者は、居住地域を考慮して１教室 ・6 所帯を一組とした居住組を編成する。

② 避難者は、各組ごとに組のまとめ役を担う組長を互選する。

③ 各組を構成する６世帯は、それぞれ避難所運営に必要な７つの活動班（P.25 各運営班の主な活動内容を参照）のいずれかに参画する。

３）避難所活動班（活動チーム）の編成及び班長（チームリーダー）の選出

① 避難所運営活動が一部避難者に偏る事なく、仕事をしている人も含め避難者全員で一定の役割を担うこととする。

② 居住組ごとに決められた避難所活動班員は、班ごとに集まって、避難所活動班（活動チーム）を立ち上げる。

③ 避難所活動班（活動チーム）は各班全員で話し合い、まとめ役の班長（チームリーダー）を互選し、無理なく継続的に続けられる仕組みにする。

４）避難所運営委員会の立ち上げ

① 委員長と各班班長および全組長による運営委員会を開催し、必要に応じ副会長の選出を行うなど運営委員会組織体制を確立する。

② 避難者全員が参加する避難所運営総会を開催し、運営委員会体制の承認を得て、避難所運営員会の活動を開始する。

〈参考〉避難所運営委員会の立ち上げについて

《浦安市避難所開設・運用マニュルより引用》

(1)構成員の選出

☐ 避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員など地域の役員や自主防災組織の長、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、市職員、施設管理者が集まり、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

＜避難所運営委員会の構成員選出の際の注意＞

・構成員のうち、女性の割合が少なくとも３割以上となるよう努める。
・原則、ボランティアは構成員としない。ただし、委員会に認められた場合のみ出席・発言ができる。
・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。

(2)会長、副会長の選出

☐ 避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう努める。

☐ **入船地区の場合、会長は避難者数が最も多い自治会から選出する。**

(3)運営規約、避難所のルールの作成、掲示

☐ 避難所運営委員会規約（案）(様式 34)をもとに避難所運営に必要な事項を検討し、運営規則を作成する。また、避難所のルール(様式１)にも追記する。

☐ 避難所のルール(様式１)は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにする。

(4)各運営班で行う業務内容（２日以降～）

・各運営班の主な活動内容

避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、以下を参考にして各運営班を設置する。

班名	主な活動内容
1) 総務班	総合受付(入退所等各種手続き、苦情相談対応)、 避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、名簿管理、利用者数の把握、安否確認、取材等への対応
2) 情報班	避難所内外の情報収集・伝達・発信 災害対策本部への連絡
3) 施設管理班	避難所のレイアウトの作成 施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策
4) 食料・物資班	食料・物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応（避難所外の被災者への対応も含む）
5) 保健・衛生班	衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)、健康管理 （避難所外の被災者への対応も含む）
6) 要配慮者班	高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う。（情報の聞き取り、福祉避難所への移送等）
7) 支援渉外班	ボランティアなどの人的支援の受け入れ、管理
その他	その他、必要に応じて班を編成する

２．避難長期化の場合の４自治会と避難所運営委員会との協力関係

避難生活が長期化した場合、4 自治会協定書にあるとおり 4 自治会と避難所運営委員会は、協力して避難者と在宅被災者の相互扶助体制を維持・継続することを原則とする。

避難所運営委員会と各自治会の情報共有のため、各自治会は、避難所開設の期間中は、必要に応じ、避難所に連絡要員を派遣する。

災害発生後しばらくすると、水・食料・その他の援助物資が避難所に届くようになるが、在宅避難者の中にも援助物資が必要な住民が多数いることも予想されるため、援助物資の配給等に当たっては、各自治会と避難所運営委員会が協力して、以下の手順で行うこととする。

① 援助物資の受け入れ・仕分け・配給場所は、避難所とする。

② 避難所避難者向けの援助物資の受け入れ、仕分け、配給の作業は避難所運営委員会の食料・物資班が行う。在宅避難者向け援助物資等がある場合の対応については避難所運営委員会と４自治会が協議して決定する。

③ 援助物資の配給にあたっては、避難所避難者と在宅避難者を区分し、公平な提供に心掛け、特定の人（団体）に偏らないように配慮する。優先配分先を決める必要がある場合は、避難所避難者が最も困難な生活を送っていることを考慮するとともに、在宅避難者についても、乳幼児、病人、要介護者などの事情を勘案して、その都度、各自治会と避難所運営委員会が協議して定める。

④ 食料の配給にあたっては、そのまま食べられる食品（パン、弁当、おにぎりなど）と加熱が必要な食品を区分し、食中毒の防止等衛生面に十分配慮しつつ、有効かつ的確な配給がなされるよう努める。自衛隊やボランティア団体による炊き出し支援がある場合も同様とする。

⑤ 優先配分先となった自治会は、当該自治会の住民にその旨周知するとともに、避難所で受け入れ・仕分け・配給などの必要作業を担当する。

⑥ その他、援助物資の配給等について協議が必要な場合は、避難所運営委員会及び４自治会により構成される入船地区生活再建協議会で協議・決定することとする。

○暫定避難所運営委員会と避難所運営委員会の組織図

1).暫定避難所運営委員会（初日）

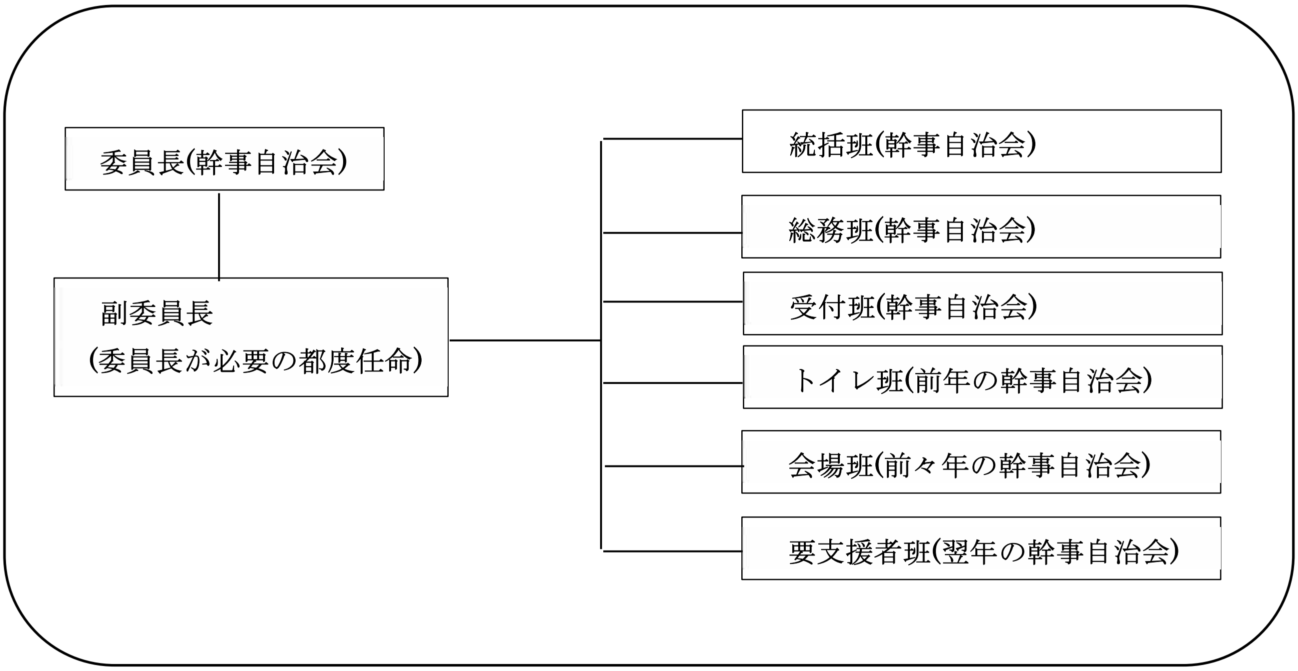

2). 避難所運営委員会（２日目以降）

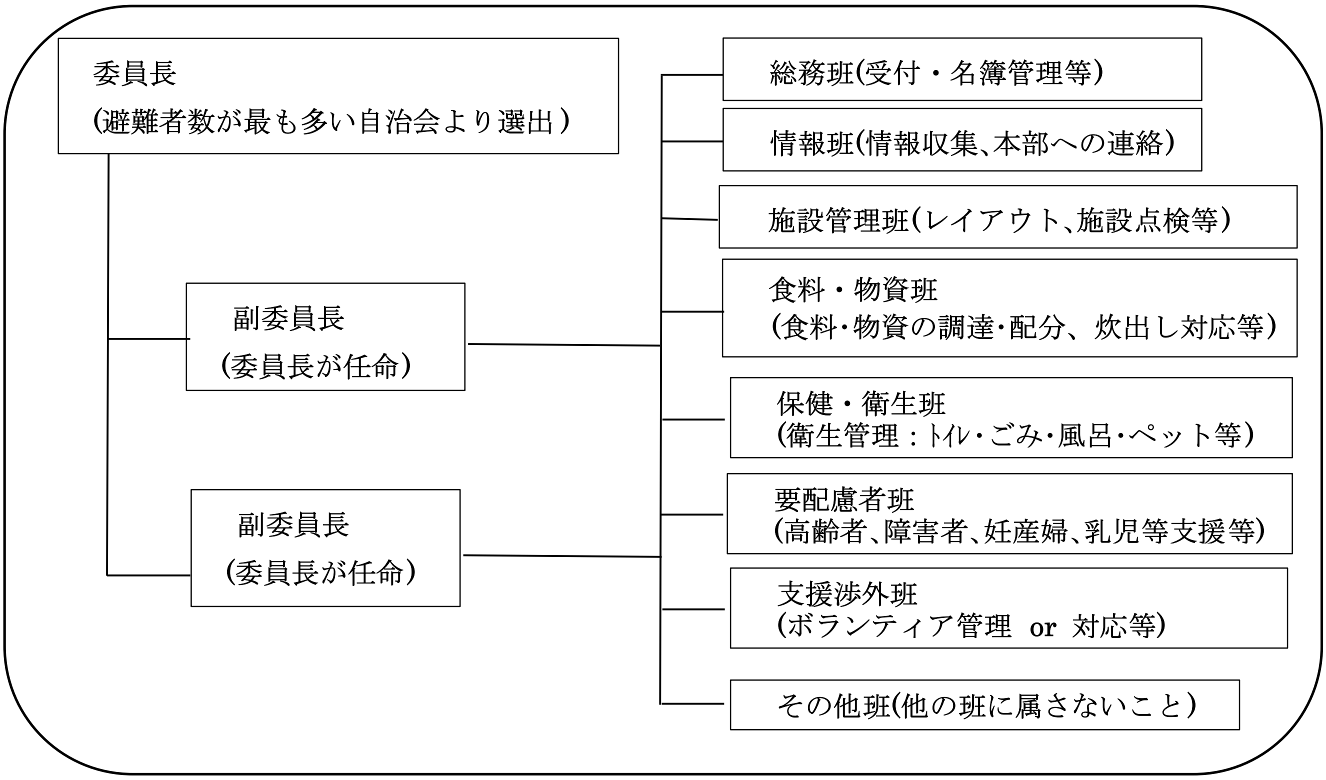

※ 上記の他に、避難所運営委員会委員長は「浦安市避難所開設･運営マニュアル」等を参照して、利用者（避難者）の組分け及び組長（代表者）の選出等を行う

→居住組別避難所名簿（市様式 11）を提出する。

３．暫定避難所委員会から避難所運営委員会への引継ぎ（目安）

避難所開設暫定委員会と避難所運営委員会(自主運営委員会)とは班構成が異なるため、避難所運営委員会が立ち上がった後、暫定委員会の各担当は以下を目安として引継ぎを行う。

暫定委員会（初日）		避難所運営委員会（２日以降）
統括班、総務班	⇨	総務班
総括班、総務班	⇨	情報班
受付班	⇨	施設管理班
総括班、総務班、受付班	⇨	食料・物資班
トイレ班	⇨	保健・衛生班
要支援者班	⇨	要配慮者班
統括班、総務班	⇨	支援渉外班

引継ぎは、可能な限り書面で行うこと。

２日目以降は、『浦安市避難所開設・運営マニュアル』及び『様式集』等に基づき、入船地区避難所運営委員会が自主的に避難所を運営する。

４．避難所運営の実際について

被災状況により避難所の運営は大きく異なる。事前にすべての詳細を定めておくことは困難である。ついては、状況に応じ『浦安市避難所開設・運営マニュアル』及び『様式集』等を参照し、臨機応変に対応すること。

2024 年度 入船地区避難所運営協議会

入船中央エステート自治会

入船西エステート自治会

入船リバーサイド自治会

エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会

《参考資料》

◇避難所でのルール　浦安市共通ルール　《様式１》

避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。

基本事項

- **この避難所は、地域の防災拠点です。**

  避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。

  年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるようにします。

- **避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。**

  利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。

- **立ち入りを制限した部屋には入らないでください。**

  危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。

- **この避難所は、周辺地域の電気・水道などライフラインが復旧した後、すみやかに閉鎖します。**

  住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。

防火

- **出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。**

  避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。

- **ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。**

たばこ・酒

建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。

たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。

運営

避難所の運営に必要なことを話し合うため、避難所運営委員会を組織します。

- 避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。

定例会議：毎日午前　時　分と午後　時　分に開催

- 具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。

登録

総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

対応時間：午前　時　分から午後　時　分まで

避難所を利用する人の情報を家族【世帯】ごとに登録します。
個人情報は、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- 生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。
- 障がい者、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方はお申し出ください。
- 犬や猫などのペットの情報も登録します。
- 一時的な外泊や、避難所を退所するときは、総合受付にお申し出ください。

電灯

点灯は　：　、消灯は　：　です。

安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。

放送

放送は　：　で終了します。

ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。

安全管理

建物に異常を見つけたら、施設管理班に連絡してください。
不審者を見つけた場合、直ちに総務班に連絡してください。

電　話

・避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言を行います。（　　：　　～　　：　　）

・携帯電話はマナーモードにしてください。

携帯電話での通話は公共の場のみとし、生活場所ではご遠慮ください。

食料・物資

食料や物資は、原則、組ごとに配給します。

配給は、避難所以外の場所に滞在する避難者にも等しく行います。

特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る時間（原則）	朝　　：　頃	昼　　：　頃	夜　　：　頃

特別な物資配布場所	物資：粉ミルク・おむつ	物資：女性用衣類や生理用品	物資：

トイレ

・利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。

・トイレの清掃は避難所を利用する人が交代で行います。

ごみ

ゴミは分別して、指定された場所へ出してください。

ペット

ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。

ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。

《以下略》

様式６ No.＿＿＿＿＿＿

避難者受付票

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所

年　　月　　日

	自治会名等	氏　名	人数･世帯数	内　訳	居住区
1			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	
2			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	
3			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	
4			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	
5			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	
合　計			人 世帯	男　　人 女　　人 要配慮　　人	

※　受付時に簡易的に記載する避難者の受付票です。

※　避難したグループごとに太線の中に記入してください。

※　記載後世帯別に避難者カードを配布しますので、後でゆっくり記載してください。

様式９

避難者カード（世帯単位）

避難所　No.

入所日	年　　月　　日	**自治会名**		**居住組**	

住所	〒　　－	**自宅被害**	全壊　／　半壊　／　一部損壊 全焼　／　半焼　／　床上浸水 流出　／　その他（　　　　）
電話	（　　）　　－	**避難している場所**	
FAX	（　　）　　－	□　避難所 □　避難所以外の場所 自宅／テント／車両／他	
その他連絡先	〒　　－ TEL（　　）　　－		

避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も記入）					**けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、外国人など特に配慮が必要なこと**	**避難所運営に協力できること**
	フリガナ 氏　　名	生年月日 年齢	性別	続柄		
世帯主		年　月　日 歳				
ご家族		年　月　日 歳				
		年　月　日 歳				
		年　月　日 歳				
		年　月　日 歳				
		年　月　日 歳				

ペットの状況	□　同行希望　　□　在宅避難　　□　行方不明 □　種類（　　　　　　　）頭数（　　　　）
安否などの問い合わせがあった場合、住所、氏名を公開しても良いですか	□　可　　□　否
退　出　年　月　日	年　　月　　日　　時　　分

《注意事項》

この避難者カードは入所時に世帯代表の方が記入し、『総務班』へお渡しください。

【避難者の方へ】

○　避難所入所にあたり、この避難者カードを提出することで避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。

○　内容に変更がある場合は、速やかに『総務班』に申し出て修正して下さい。

○　ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（○○町○○丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答しても良いか、ご家族で判断して可否にチェックしてください。

○　要配慮者情報や行方不明者情報は、支援や捜索の必要上、「否」とした場合でも、関係機関に情報を提供する場合があります。

○　避難者カードに記載された情報は、避難所運営における各種の支援活動において必要な情報であるため、避難所内で共有します。

○　要配慮者がいる場合は、「特に配慮が必要なこと」欄に記入してください。

○　避難所運営に協力をお願いする場合があるので、資格・免許・特技などを「避難所運営に協力できること」欄に記入してください。

（➡例：医師、看護師、保健師、助産師　等）

様式 11

居住組別避難者名簿

避難所＿＿＿＿　No.＿＿＿＿

居住組＿＿＿＿　世帯＿＿＿＿人

地区在宅避難者＿＿＿＿　世帯＿＿＿＿人

No.	（フリガナ） 氏　名	生年月日	年 齢 性 別	入　所　日 退　所　日	運営班使用欄
1		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
2		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
3		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
4		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
5		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
6		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
7		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
8		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
9		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	
10		M･T･S･H ・　・	歳 □男・□女	年　月　日 年　月　日	

※居住組ごとに必要事項を記載し。居住組リーダーの番号を○で囲んでください。

※支援を必要とする在宅避難者は、代表者が取りまとめ、近隣の避難所に提出してください。

※運営班使用欄は記載しないでください。

○入船地区避難所ルール(初日)

入船西エステート自治会
入船中央エステート自治会
エアレジデンス新浦安 OC 自治会
リバーサイド自治会

１．入所ルール（初日）

1) 入船地区指定避難所について

・避難所施設　：入船中学校

・開設基準　　：震度 5 強以上の地震発生その他市の避難勧告又は避難指示発令時

・避難者　　　：４自治会区域の居住者は入船中学校体育館へ避難することを原則とする。
また、避難行動要支援者等は受付後、原則武道館※へ避難する。
なお、新浦安駅等からの帰宅困難者については、浦安市が開設する Wave101 や浦安音楽ホールなどの施設を利用するよう案内する。また、状況によっては他地区からの避難者が避難してくることも想定する。

※今後、中学校と協議し変更することを、引継ぎ事項とする（理由、車椅子トイレが無いため）。

・待機場所：入船中学校体育館寄りの門を入口とし、指示があるまで中学校校庭で待機する。

・避難時の心得：初日に必要なこと

➡ 必要品(貴重品、飲料・食料、衣服、懐中電灯、上履き、常備薬他)を持参し、各自管理する。

➡ 徒歩で避難する（自動車は使用しない）。車イスは可能。

➡ ペットは建物に入室できない。校庭の一部にペット用スペースを確保するので、開設後にケージ・食餌・水・雨除けシート等を持参し避難させる。

２）避難所と避難者の受付について

・市職員が避難所(体育館)の安全を確認後、各自治会の避難所担当者が初めに体育館に入る。

・各自治会の避難所担当者が体育館に入ったら、下記の班に分かれ避難者の受け入れ準備を行う。

① 総務班、②受付班、③トイレ班、④会場班、⑤要支援者班

・受け入れ準備が出来て、受付が始まってから避難者は避難所に入って受付する。

➡各自治会で別れて予め指定された、避難スペース避難する。

2．トイレルール

(1) トイレ使用の際、使用禁止の便器は、絶対に使用しない。

(2) 自治会で準備した便袋(トイレ入り口横に置いてある)を使って行う。

(3) 使用済み便袋を入れた大袋のゴミ置き場への運搬等、トイレ使用に必要な作業は、皆で協力して行う。

◇ 便袋の使用方法 ～サニタ・クリーンの場合～ ◇

①便器にカバー用の袋をかぶせ便座を下ろした状態になっている。

②そのまま便座に、便袋を拡げてかぶせる。袋の端は便座の下に入れ込む。

③この状態で、用を足す。

④排泄後、便器から便袋を取り出す。

⑤ 切り離した、紐状の袋で口を縛る。切り離しにくければ、そのまま縛っても良い。

⑥口を縛った使用済みの便袋を、「使用済み便袋入れ」に入れる。

◇ 便袋の使用方法 ～凝固剤タイプの場合～ ◇

◇ペット同行避難について

1) ペットは体育館や校舎には、入れません。

2) リード・ケージ・餌・水等、ペットの飼育に必要な物品は飼い主が準備すること。

3) ペットコーナーは屋外で屋根が無いため、雨除けシート等を飼い主が準備すること。

4) ペットコーナーは体育館の舞台に向かって左側の屋外です。

（ペット避難スペースという表示があります。）

5) ペットを落ち着かせてから、専用スペースに移動してください。

6) ペットは原則ケージ内で飼育し、ケージが無い場合リードで場所を固定すること。

7) ペットの排泄物処理等、市区管理は飼い主が責任をもって対応すること。

8) 鳴き声等が他の避難者の迷惑とならないよう、飼い主が対応すること。

9) 避難所内のペットに起因するトラブルは、飼い主が責任をもって解決すること。

避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
要介護度の高い人 寝たきりの人など	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴など、生活上の介助が必要	簡易ベッドやトイレを備えた介護室など	介護用品(紙おむつなど)、衛生用品、毛布、やわらかく暖かい食事など	本人の状態に合わせゆっくり伝える、筆談など	ホームヘルパー、介護福祉士など	・感染症対策 ・医療機関や福祉避難所への連絡 →必要に応じて移送
自力での歩行が困難な人 体幹障害、足が不自由な人など	移動が困難なため、補助器具や歩行補助などが必要	段差がなく、車いすなどで行き来しやすい場所	杖、歩行器、車いすなどの補助器具、介護ベッド、洋式のトイレなど	車いすからも見やすい位置に情報を掲示	ホームヘルパー、介護福祉士など	・車いすで使用できる洋式トイレの優先使用
内部障害のある人 内部障害：心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用	補助器具や薬の投与、通院などが必要。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。(定期的な通院、透析の必要性など)	衛生的な場所	日ごろ服用している薬、使用している装具 オストメイト ストーマ用装具など 咽頭摘出者 気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置など 呼吸器機能障害 酸素ボンベなど 腎臓機能障害 食事への配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)	-	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) →必要に応じ医療機関に移送 オストメイト 装具の洗浄場所を設置したトイレの優先使用
難病の人 治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病をもつ人。さまざまな疾患があり、人それぞれ状態が異なる	ストレスや疲労での症状悪化や、定期的な通院が必要な点など共通する。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をするなど	日ごろ服用している薬、使用している支援機器など（本人や家族に確認）	本人の状態に合わせる（ゆっくり伝える、筆談など）	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) →必要に応じ医療機関に移送

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
アレルギーのある人 ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー	環境の変化で悪化する人もいる。 生命に関わる重症発作に注意が必要。 見た目ではわかりにくい場合もある。	アレルギー発作の引き金になるものを避けた、衛生的な場所	日頃服用している薬、使用している補助具など 食物アレルギー アレルギー対応の食品や、原因となる食物をのぞいた食事（調味料などにも注意。炊き出しでは個別に調理）	食物アレルギー 食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示	医療機関関係者、保健師、栄養士など	必要に応じて医療機関に移送、 周囲の理解 ぜんそく ほこり、煙、強いにおいなどが発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ
目の見えない人(見えにくい人)	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	壁際（位置が把握しやすく、壁伝いに移動可能）で、段差のない場所	白杖、点字器、携帯ラジオ、携帯型の音声時計、携帯電話、音声出力装置、文字の拡大装置、ルーペや拡大鏡など	音声、点字、指点字、音声出入力装置、音声変換可能なメールなど	ガイドヘルパー、視覚障害者団体など	視覚障害者団体への連絡 必要に応じて医療機関などに連絡
耳の聞こえない人(聞こえにくい人)	音による情報収集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要 見た目ではわかりにくい場合もある	情報掲示板や本部付近など、目から情報が入りやすい場所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記用具、携帯電話、ファックス、テレビ(文字放送・字幕放送)、救助用の笛やブザー、暗い場所でも対応できるライトなど	情報掲示板、手話、筆談、要約筆記、メール、文字放送など	手話通訳者、要約筆記者、聴覚障害者団体など	聴覚障害者団体への連絡 本人の希望に応じて「支援が必要」である旨を表示（シールやビブスの着用など）
身体障害者補助犬を連れた人 補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツなど飼育管理のために必要なもの（本人については別の項目を参照）	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など(本人については別の項目を参照)	補助犬関係団体へ連絡(本人については別の項目を参照)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
知的障害のある人	環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	絵や図、メモなどを使って、具体的に、ゆっくりと優しく、なるべく肯定的な表現*で伝える *例「あっちへ行ってはダメ」と否定せずに「ここに居よう」と場所を指し示す	知的障害者施設や特別支援学校関係者、保健師など	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 トイレ利用時に介助者をつけるなど配慮が必要な場合あり
発達障害(自閉症など)の人	環境の変化で不安になりやすい。 困っていることを説明できない。 集団行動が苦手な人が多い。 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	居場所を示し、間仕切りなどを設置 パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	感覚過敏で特定のものしか食べられない人、食べ物の温度にこだわりのある人、重度の嚥下障害でペースト食が必要な人もいる。 配給の列に並べないことがある。 個別対応が必要。		保健師など	けがや病気に注意(痛みがわからない) 必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など) トイレ混雑時の利用方法(割り込みの許可など)を検討
精神疾患のある人	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	日頃服用している薬など	本人の状態に合わせてゆっくり伝える	保健師、精神保健福祉士など	必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要 妊娠初期は見た目ではわからないこともある	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をする	日頃服用している薬、妊婦用の衣類・下着、毛布、妊婦向け食料、衛生用品など	-	助産師、医療機関関係者、保健師など	洋式トイレの優先使用、感染症対策 必要に応じて医療機関に連絡
乳幼児・子ども	災害時には、風邪などの疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子も多い	衛生的な場所で防寒・避暑対策をし、子どもが騒いでもよい環境	紙おむつ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふきなどの衛生用品、日ごろ服用している薬など	絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的、 ゆっくり、やさしく、伝える。	保育士、保健師など	授乳室や子どもが遊べる部屋の確保、感染症対策、子どもの特性に応じたメンタルケア
女性	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある	-	女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守る ための防犯ブザーやホイッスルなど	―	―	運営への参画、暴力防止対策、トイレや更衣室などを男女別にする
外国人	日本語の理解力により、情報収集が困難なので、多言語による情報支援が必要	宗教によっては礼拝する場所が必要	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書。 文化や宗教の違いにより食べられないものがある人もいるので注意	通訳、翻訳、絵や図・実物を示し、わかりやすく短い言葉(ひらがな・カタカナ)で、ゆっくり伝える	通訳者など	日本語が分かる人には、運営に協力してもらう。 文化や風習、宗教による生活習慣の違いがある。
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	-	認証を受けた食品や、特定の食物をのぞいた食事（調味料などにも注意）	食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳者など	-

区分	対応など
けがや病気の人	・衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 ・病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 ・必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
避難所以外の場所に滞在する被災者	・情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別訪問などで状況を把握する必要がある。 ・とくに家族などの支援者がおらず、避難所などに自力で避難することができない人の情報を把握し、食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。
帰宅困難者	・自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、地域住民とは別の施設・スペースに受け入れるなど配慮をする。

この他、災害時に配慮が必要な人への支援については、
「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」
を参照すること。

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の

手引き《参照》

https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/youenngo.html

◆避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難所利用者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。さらに、複数の手段を組み合わせて伝える。

＜配慮の例＞

目の見えない人 (見えにくい人)	・音声による広報 ・点字の活用 ・サインペンなどで大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する　など
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	・掲示物、個別配布による広報 ・筆談 ・メールや FAX の活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) ・テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの）　など
外国人	・通訳、翻訳 ・避難所利用者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・翻訳ソフトの活用 ・通訳者の派遣依頼　など

＜様々な広報手段＞

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホンなど
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の前や町内の掲示板への掲示など
個別配布	ちらしなどを作成し、各組や各世帯、全員に配布するなど
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用するなど
翻訳・通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用など

入船地区避難所運営開設マニュアル

（令和７年６月 Ver.3）

令和６年　幹事

エアレジデンス新浦安 OC 自治会